

## 災害対策基本法の改正に伴い地域防災計画の修正を 検討する必要がある主な事項

### 1 記載しなければならない事項 <平成 26 年 4 月 1 日施行>

#### 避難行動要支援者名簿の作成（第 49 条の 10～13）

- ・名簿作成の具体的方法・手順
- ・名簿情報の提供先及び方法

⇒ 市では、現在、災害時要援護者避難支援事業を実施しているが、今後、関係部署と名簿作成の具体的方法・手順等について協議を進めていく。

### 2 記載について検討する事項

#### （1）平成 25 年 6 月 21 日施行分

##### ① 屋内での安全確保措置の指示（第 60 条）

地域防災計画に避難指示等の判断・発令基準等を定めている場合は、その見直し等を検討する。

⇒ 地域防災計画・風水害編 P54 で、一時避難情報について記載している。

##### ② 避難所における配慮（第 86 条の 6、第 86 条の 7）

避難所に滞在する被災者の生活環境の整備のための具体的な取組

⇒ 地域防災計画 地震編 P67～68 及び風水害編 P66 で、避難所での生活環境への配慮について記載している。

(2) 平成 26 年 4 月 1 日施行分

① 指定緊急避難場所（第 49 条の 4～6 等）

災害の種類ごとに、危険から緊急に逃れるための場所を緊急避難場所として指定し、名称や所在地等について計画に記載する。

⇒ 地域防災計画 総則・災害予防対策編 P90～92 で火災時や風水害時の避難地及び避難路の選定について定めている。また、洪水ハザードマップに避難場所及び緊急避難場所について記載している。

② 指定避難所（第 49 条の 7～9 等）

一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定し、名称や所在地等について記載する。

⇒ 地域防災計画 総則・災害予防対策編 P92～94 で避難所の選定基準や場所等について定めている。具体的な名称や所在地等については資料編において記載している。

③ 地区防災計画（第 42 条第 3 項・第 42 条の 2）

地区居住者等から提案があった場合等に、地域防災計画に、地区防災計画を定めることができるようになった。

⇒ 今後、地区居住者等への周知について検討していく。